

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成24年 7月24日（火）

担当課：都市施設部 道路安全対策課

件 名：やまと自転車憲章（案）について	
提出理由：やまと自転車憲章を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・本市では、地形が概ね平坦で、駅から市域いずれの場所までも、比較的短い距離にあるという交通の利便性に恵まれている。また、全国的な健康志向の高まりなどを背景に、自転車利用のニーズが高まっている。 ・一方で、本市における自転車事故の割合は、県内平均に比べて高く、その事故原因の多くが交通違反であることなどから、自転車の適正利用についての理解を広めていく必要がある。 ・全国的にも、平成23年10月警察庁交通局長名で、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」が通達されるなど、交通違反を原因とする自転車事故の増加が社会問題となっており、解決への取り組みを進めている。 ・このため、本市では平成24年2月に自転車利用環境整備基本計画を策定し、自転車を安全かつ快適に利用できる環境づくりを進めている。 2. 目的 ・「やまと自転車憲章」を制定し、本市における自転車活用についての基本的な考え方を市民と共有することにより、一人ひとりが健やかで康らかな生活を送ることができるまちの実現を目指す。 ・合わせて、憲章を「健康都市やまと」の自転車施策の象徴として位置づけ、施策への取り組みをアピールする。	3. 憲章の構成 (前文) 自転車は環境にやさしく、街なかを手軽に移動できる健康的な乗り物です。 わたしたちは、自転車を有効に活用し、一人ひとりが健やかで康らかな生活を送ることができるまちを目指して、ここに「やまと自転車憲章」を定めます。 (本文) ・わたしたちは、自転車を使って、元気で生き生きと暮らします。 ・わたしたちは、自転車を使って、交流を広げ、活力に満ちた社会をめざします。 ・わたしたちは、自転車のルールを守り、安全で快適なまちをめざします。 ・わたしたちは、自転車を使って、環境への負荷を減らします。 4. 今後の取り組み ・「広報やまと」「市ホームページ」への掲載、交通安全キャンペーン、交通安全教室、道の日などでPRを行う。 5. 他自治体の動向 ・世田谷区「世田谷区民自転車利用憲章」 H23.10～12 区民意見公募 H24.4 公表
経 過 H22.12 自転車利用にかかる市民意識調査の実施 H23.10 警察庁交通局長通達 H24.2 自転車利用環境整備基本計画策定 H24.5 関係総務担当課長会議	今後の予定 H24.8 市民意見公募手続き H24.9 議会報告 H24.10 自転車憲章制定